

平成 30 年度 一斉公開建築パトロール実施要領

1 日 時

平成 30 年 10 月 17 日（水）午前 10 時から午後 3 時まで

2 実施対象区域

戸建住宅及び共同住宅が密集する区域又は建築活動の活発な区域とする。

3 動員体制

建築担当職員を中心に複数の人数で班を編成する。

4 重要事項

- (1) 以下の建築物等について、積極的にパトロールの対象とし、所要の措置を講じる。
 - ・小規模雑居ビル、社会福祉施設等
 - ・工事完了予定日を経過しているが、完了検査申請がされていない特殊建築物等
 - ・工事施工状況報告書が提出されていない建築物
 - ・3階建戸建住宅
 - ・違反是正命令後、1年以上是正されないまま放置されている違反建築物
- (2) 実規定についての違反は当然として、工事監理の実施状況等手続き規定についても、可能な範囲で現場において確認、指示するなど、その徹底を促すことに重点を置いて所要の措置を講じる。

5 報 告

- (1) 地域機関は、実施計画の概要を様式 1 により 9 月 28 日（金）までに建築住宅課建築指導係あてに報告する。
- (2) 地域機関は、実施結果を様式 2 により 10 月 17 日（水）午後 5 時（『様式 2（その 1-1）』のみ午後 4 時）までに建築住宅課建築指導係あてに報告する。
また、悪質な事例及び違反の程度が大きい事例については、様式 3 により併せて報告する。

6 報道機関への発表

県は、報道機関に対して実施計画を 10 月 5 日（金）頃に、実施結果を 10 月 17 日（水）に発表する。

7 その他

パトロールに当たっては、建築監視員証や立入検査証の携行と併せ「建築指導員」等の表示のあるヘルメット及び腕章を着用すること。